

仕様書（案）

- 1 件 名 港区災害廃棄物処理計画策定支援業務委託
- 2 履行期間 契約締結日から令和4年3月31日まで
- 3 履行場所 みなとりサイクル清掃事務所ほか区内指定場所

4 目 的

近年、自然災害が多発・激甚化しており、全国各地で大規模地震や集中豪雨により膨大な災害廃棄物が発生している。環境省では、これらの教訓を踏まえ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）及び災害対策基本法の一部改正（平成27年7月17日公布）、廃棄物処理法の基本方針への災害対策事項の追加等の制度的な対応を行うとともに、平成30年3月には平成26年3月に策定した「災害廃棄物対策指針」を改定する等、地方公共団体における災害対応力強化のための取組を進めている。

本業務は、これまでに発生した災害対応の教訓や国の災害廃棄物対策指針を踏まえ、地震災害及び風水害を対象として、より具体的で実効性の高い港区災害廃棄物処理計画（以下「処理計画」という。）を策定することを目的とする。

5 業務内容

(1) 個別項目の検討

実効性の高い処理計画を策定するため、主に以下の事項について検討・整理を行う。なお、検討に当たっては、災害廃棄物対策指針（平成30年3月改定版）に基づくものとする。

①計画の位置付け・関係する計画

処理計画の位置付けを明確にするとともに、国・東京都・東京二十三区清掃一部事務組合（以下「二十三区清掃一組」という。）の関連計画、区の関連計画（地域防災計画、一般廃棄物処理基本計画等）との関連を整理する。

②組織体制・指揮命令系統

過去の災害における教訓・課題を踏まえ、災害廃棄物を円滑・迅速に処理するための庁内の組織体制・指揮命令系統について検討する。なお、別紙2の準拠規定等を参考にする。

③情報収集・連絡

区が収集すべき情報とその内容について、し尿・生活ごみ・避難所ごみといったごみ種別ごと、避難所など情報の入手先ごと、初動期・応急対応期といった収集開始時期等ごとに、収集が必要な情報を整理する。また、発災後の連絡手段についても整理する。

④関係主体との連携

区における災害支援協定の締結状況や東京二十三区の廃棄物処理システムを踏まえながら、災害廃棄物を円滑・迅速に処理するための各主体との連携方法について検討する。また、住民や事業者等への情報提供に基づく協力体制についても検討する。

⑤災害廃棄物等発生量の推計等

東京都の被害想定調査結果や災害廃棄物処理計画をもとに、区で発生が想定される災害廃棄物（被災者や避難者の生活に伴う廃棄物等も含む。）の発生量を推計する。事業系ごみの取り扱いについても検討する。なお、推計に当たっては災害廃棄物対策指針等を参考に組成別に行う。

⑥処理フローと業務フローの検討

発生する廃棄物の種類や排出元に応じて、分別及び再生処理の方策を検討するとともに、発生量、処理可能量、廃棄物処理施設の被害状況を考慮し、これらの分別・処理フローを検討する。また、発災時以後の復旧に向けた業務フローを検討する。

⑦仮置場候補地の検討

区の現状を踏まえた、仮置場（応急仮置場、地区仮置場及び一次仮置場）候補地及び候補地への廃棄物の運搬方法、候補地の管理方法について検討した上、候補地の名称、所在地、面積、所有者、接道条件等を含む一覧リストを作成する。なお、検討、一覧リストの作成に当たっては、現地確認を行うものとする（全仮置場候補地を計3回程度で回るものとする）。

⑧施設での災害廃棄物処理対応の検討

排出される災害廃棄物を処理するための、二十三区清掃一組の中間処理施設や東京都の最終処分場のほか、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第15条の規定に基づく施設許可を有する、大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会における関東ブロック内の産業廃棄物処理事業者について、施設名、処理型式、処理能力等を整理する。

⑨収集運搬の検討

災害による損壊家屋等の廃棄物、被災者や避難者の生活に伴う廃棄物（生活ごみ・し尿）等及び通常的生活ごみの発生に伴い、使用することが想定される収集運搬車両の情報を整理するとともに、災害時の収集運搬体制について検討する。

⑩受援体制の検討

他の地方公共団体等の応援を受け入れるための区の受援体制について検討する。

⑪被災者や避難者の生活に伴う廃棄物等の処理

災害により発生する廃棄物のほか、被災者や避難者の生活に伴う廃棄物（生活ごみ・し尿）等の処理に当たって必要となる対応や平時の備えについて検討する。

⑫広報手段等の検討

平時及び災害発生時における区内への広報手段、また広報すべき内容について検討し、ひな型を作成する。

(2) 処理計画の素案作成・パブリックコメントに係る支援

処理計画の素案について住民等からの意見を聴取するため、素案の作成を支援し、発

注者が実施する区民意見募集（パブリックコメント）の意見整理等の必要な支援を行い、結果を集計・分析し、回答案を作成する。

（３）処理計画の作成

上記（１）の検討結果、（２）の意見等を踏まえた処理計画（案）を作成する。処理計画（案）の構成は別紙１のとおり想定しているが、発注者との協議により構成を見直すことも想定する。なお、作成に当たっては以下の（ア）～（イ）及び別紙２の準拠規定に留意する。

（ア）記述内容の整合性や文章表現の統一、原則として港区公文規程に基づく用語の校正作業を行う。

（イ）処理計画の校正、デザイン、ページレイアウト等について必要な提案を行う。

（４）計画策定のための庁内会議等への参加及び資料の作成

①庁内会議、庁内調整会議、審議会、区民説明会等への参加（20回程度）

（ア）庁内会議等の各回における検討の方向性や内容について、提案及び助言をすること。

（イ）会議においての資料説明や議事録（会話文形式、要約可）の作成及び議論の論点整理を行うこと。

（ウ）上記に関して、発注者の要望に応じて事前及び事後の打合せを行うこと。

（エ）会議等を開催する際には、発注者の要望に応じてオブザーバーとして参加し、必要に応じて資料の提供に協力すること。

②資料の取りまとめ

提供する資料については、可能な限り電子媒体へ保存し、発注者へ提供する。紙や冊子等でしか存在せず、電子媒体で加工できない資料については、紙媒体で提供する。

③業務の進捗管理、情報共有等のため、必要に応じて12回程度、発注者と打ち合わせを行うこと。打ち合わせのうち、6回程度は、前述（４）①の会議後に行い、3回程度はウェブ会議で行い、3回程度は区内指定場所で打ち合わせを行うものとする。会議録（要点まとめ）を作成し、後述6（４）と同様のデータで提供すること。

④会議は、区内の施設等の開催場所に直接参加のほか、マイクロソフト社 Teams に対応できるウェブ会議で開催する。

6 成果品

（１）処理計画（本編）（資料編含む。）：5部（簡易製本）及びデータ納品

（２）処理計画概要版パンフレット：データ納品

（A3用紙2つ折り・A4 4ページ構成、カラー）

（３）処理計画概要版パンフレット【英語版】：データ納品

（A3用紙2つ折り・A4 4ページ構成、カラー）

（４）処理計画概要説明資料：データ納品

（PowerPoint形式 10枚分程度）

(5) 広報内容（ひな型）：データ納品

(5 (1) ⑫で作成したもの)

(6) 上記の電子データ一式：1部

データは、直接印刷が可能な解像度の完成原稿の形（PDF）を格納するものとする。また、編集が可能であるデータ形式（Microsoft 社 Word2019、Excel2019 等）で原稿及びその添付図（グラフ、図形、写真）などで納入するものとする。

データは整理して、Windows 対応の電子媒体（CD-R 等）に格納する。

7 業務計画書

受注者は、業務の実施に先立ち、事前に、日時、方法、業務責任者氏名、作業人員等を記載した業務計画書を作成し発注者に提出しなければならない。また、業務計画を変更する場合も同様とする。

8 技術者の配置

受注者は本計画の策定において、十分な経験を有する技術者を配置し、業務を遂行するものとする。

技術者は、技術士法（昭和 58 年 4 月 27 日法律第 25 号）第 2 条第 1 項に規定する技術士の資格（衛生工学部門・廃棄物管理）を有するものとし、業務の全般にわたり技術的管理を行う。

9 受注者の責務

(1) 受注者の責務において、区民・業務関係者等に対する安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措置を講ずること。

(2) 受注者は、常に善良なる管理者の注意をもって業務を遂行し、業務の進捗状況について確認の上適宜報告すること。

(3) 受注者は、関係法令等を遵守し、その適用及び運用は、受注者の責任において適切に行うこと。

(4) 受注者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

(5) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱」の趣旨を踏まえ、適切な対応を図ること。

(6) 受注者は、「港区職員のハラスメントの防止等に関する要綱」を遵守すること。また、ハラスメントが発生した場合は、発注者と連携して適切に対応すること。

(7) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」（平成 9 年港区条例第 42 号）第 9 条に規定するみなとタバコルールを遵守すること。

(8) 受注者は、本契約の履行に当たり、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守り、あらゆる差別をなくすために適切な対応を図ること。

(9) 受注者は、本契約の履行に当たり、地球温暖化防止のため、省エネルギー対策に努

めること。

10 業務履行上の注意事項

- (1) 受注者は、業務の詳細について、発注者と連絡・調整を十分に行い、業務の目的を達成しなければならない。
- (2) 業務に必要な資料は、発注者を通じて受注者に貸与する。
- (3) 受注者は、発注者が区であるということを十分に認識し、外部調査を行う場合は言動等に配慮する。
- (4) 本業務で受注者が発注者に提出する資料の作成、提出に係る費用は、受注者の負担とする。

11 著作権等

本業務に係る作成資料・議事録及び報告内容の著作権は発注者に帰属する。

12 支払い方法

業務履行確認後、一括払いとする。

13 環境により良い自動車利用について

- (1) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ア ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
 - イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
- (2) 低公害・低燃費な自動車利用に努めること。
- (3) 適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。
- (4) 本契約の履行に当たって観光バスを使用する場合は、「観光バスの環境性能表示に関するガイドライン（平成21年3月27日付改正20環車規第837号）」に規定する評価基準Aランク以上の車両を供給すること。

14 その他

本仕様に記載されていない事項及び不明な点について疑義が生じた場合は、発注者と協議のうえ決定するものとする。

15 連絡先

港区環境リサイクル支援部みなとりサイクル清掃事務所

清掃事業係 ^{つるた} 鶴田・計画係 ^{しろね} 白根

所在地：〒108-0075 港区港南三丁目9番59号

電話：03-3450-8025

FAX：03-3450-8063

処理計画の構成（案）

（1）総則

- ① 計画策定の背景及び目的
- ② 計画の位置付け
- ③ 計画の対象
- ④ 各主体の役割
- ⑤ 処理目標期間の設定
- ⑥ 災害廃棄物処理の基本方針
- ⑦ 発災後における災害廃棄物処理実行計画の策定
- ⑧ 災害時における廃棄物対応の流れ
- ⑨ 災害時に発生する廃棄物の処理の流れ

（2）組織体制・情報共有

- ① 組織体制の確立
- ② 情報収集・連絡
- ③ 関係主体との協力・連携
- ④ 各種協定
- ⑤ 受援体制の構築

（3）一般廃棄物処理施設の被害状況の確認・報告と復旧

- ① 災害時対応及び平時の対策
- ② 一般廃棄物処理施設の状況

（4）生活ごみ・避難所ごみ、事業系廃棄物の処理

- ① 生活ごみ・避難所ごみの発生
- ② 生活ごみ・避難所ごみの収集運搬・処理
- ③ 事業系廃棄物の発生
- ④ 事業系廃棄物の収集運搬・処理

（5）仮設トイレ等・し尿の処理

- ① し尿の発生
- ② 仮設トイレ等の設置
- ③ し尿等の収集運搬・処理

（6）災害廃棄物の処理

- ① 被災者・ボランティアへの周知・広報
- ② 災害廃棄物の発生量の推計
- ③ 片付けごみの回収戦略
- ④ 仮置場

- ⑤ 処理・処分
- ⑥ 適正処理が困難な廃棄物等への対応
- ⑦ 損壊家屋等の撤去等
- ⑧ 処理業務の進捗管理

(7) 教育訓練

- ① 職員への教育訓練
- ② 経験の継承

(8) 災害廃棄物対策の推進・計画の進捗管理

- ① 情報共有と教育・訓練の実施
- ② 災害廃棄物処理計画の見直し

準拠規定（案）

- 港区地域防災計画（平成28年修正）【震災編・風水害編】
- 港区業務継続計画【震災編】（平成31年1月）
- 港区一般廃棄物処理基本計画（第3次）（令和3年3月策定予定）
- 災害廃棄物対策指針（改定版）（平成30年3月環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室）
- 災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き
（第1版、令和2年2月環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室）
- 大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針
（平成27年11月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）
- 大規模災害発生時における関東ブロック災害廃棄物対策行動計画
（第二版、平成30年3月、大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会）
- 巨大災害発生時の災害廃棄物処理に係る対策スキームについて
（平成27年2月巨大地震発生時における災害廃棄物対策検討委員会）
- 東京都災害廃棄物処理計画（平成29年6月、東京都）
- 特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン（平成27年3月、特別区清掃主管部長会）
- 港区防災対策基本条例（平成23年10月14日制定）
- 港区被災市街地復興整備条例（平成25年10月18日制定）
- 港区被災市街地復興整備条例施行規則（平成25年10月18日制定）
- 港区各種ハザードマップ（参考）
- 東京都各種ハザードマップ（参考）

（令和3年1月1日現在）